



一 スプリングラー設備の設置、天井等の内装  
材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災  
が発生するおそれがある箇所における防火区  
画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制  
に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発  
見及び通報の体制が整備されており、円滑な  
消防活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十  
分な幅員を有する避難路の確保等により、円  
滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練  
を頻繁に実施すること、配置人員を増員す  
ること等により、火災の際の円滑な避難が可  
能なものであること。

軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備  
を設けなければならない。ただし、他の社会福  
祉施設等の設備を利用することにより、当該輕  
費老人ホームの効果的な運営を期待することが  
できる場合であつて、入所者に提供するサービ  
スに支障がないときは、設備の一部を設けない  
ことができる。

一 居室	二 談話室、 娯楽室又は集会室
三 食堂	四 浴室
五 洗面所	六 便所
七 調理室	八 面談室
九 洗濯室又は洗濯場	十 宿直室
十一 前各号に掲げるもののほか、事務室その 他の運営上必要な設備	
前項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備 の基準は、次のとおりとする。	
一 居室	

イ 一の居室の定員は、一人とすること。た  
だし、入所者へのサービスの提供上必要と  
認められる場合は、二人とすることができ  
る。

ハ 口 地階に設けてはならないこと。  
一 の居室の床面積は、二十一・六平方メートル（二の設備を除いた有効面積は十四・八五平方メートル）以上とすること。  
二 浴室 十一・九平方メートル以上とすること。  
二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。  
ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。  
二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。  
三 調理室 老人の使用する部分は、不燃材料を用いること。  
イ 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。  
ロ 地階に設けてはならないこと。  
ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル（二の設備を除いた有効面積は十三・二平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十三・四五平方メートル以上とすること。  
二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適當設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。  
ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。  
二 共同生活室 イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。  
（職員配置の基準）

第十一条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一  
二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上  
三 介護職員

イ 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号））の基準（平成十一年厚生省令第三十七号））  
四十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百三十一条第一項に規定する基準護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号））第二百三十一条第一項に規定する基準百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上  
ハ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上  
口 ホームにあつては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適當数を加えて得た数

4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に從事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームであつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かなければならぬ。

7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かなければならぬ。

9 第六項及び第八項の規定にかかるらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならぬ。

10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。

11 第一項第五号の事務員は、入所定員が六十人以下の場合は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

ト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護療養院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつゝ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設又は介護療養院 調理員  
又はその他の従業者

二 診療所 その他の従業者

（入所申込者等に対する説明等）

第十二条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付し

一 電子情報処理組織を使用する方  
又は口に掲げるもの  
イ 軽費老人ホームの使用に係る  
と入所申込者又はその家族の使  
用に係る電子計算機とを接続する電気通信  
子計算機とを接続する電気通信  
て送信し、受信者の使用に係る  
に備えられたファイルに記録す  
に備えられたファイルに記録す  
ロ 軽費老人ホームの使用に係る  
に備えられたファイルに記録す  
の重要な事項を電気通信回線を通  
込者又はその家族の閲覧に供し  
申込者又はその家族の使用に係  
機に備えられたファイルに当該  
記録する方法（電磁的方法によ  
ける旨の承諾又は受けない旨の  
場合にあっては、軽費老人ホー  
ムに係る電子計算機に備えられたフ  
係る電子計算機に備えられたフ  
の旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録  
式、磁気的方式その他の知覚に  
識することができない方式で作ら  
れて、電子計算機による情報処  
理のための記録媒体をいう。）  
（第三項第一号の電子情報処理組織  
老人ホームの使用に係る電子計算機  
込者又はその家族の使用に係る電子  
電気通信回線で接続した電子情報処  
う。  
6 第三項第一号の電子情報処理組織  
老人ホームは、第三項の規定  
項の重要な事項を提供しようとする  
かじめ、当該入所申込者又はその家  
族がファイルへの記録を出力するこ  
書を作成することができるものでな  
ない。

5 第三項第一号の電子情報処理組織  
老人ホームの使用に係る電子計算機  
込者又はその家族の使用に係る電子  
電気通信回線で接続した電子情報処  
う。  
6 軽費老人ホームは、第三項の規定  
項の重要な事項を提供しようとする  
かじめ、当該入所申込者又はその家  
族がファイルへの記録を出力するこ  
書を作成することができるものでな  
ない。

一 第三項各号に規定する方法のう  
ホームが使用するもの  
二 ファイルへの記録の方法  
前項の規定による承諾を得た軽費

**第十六条** 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行つたことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

**第二条** 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

**第三条** 第一項第二号の生活費は、地域の実情・物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。  
(サービス提供の方針)

**第十七条** 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもつて生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

**第二条** 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

**第四条** 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

**第五条** 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十九条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第二十一条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十二条 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならぬ。

第二十三条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十四条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十五条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十六条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十七条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十八条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、施設長に第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第二十九条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十条 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第三十一条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十二条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十三条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十四条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十五条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十六条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

第三十七条 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

（勤務体制の確保等）

第二十四条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

1 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たつては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

7 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

8 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

9 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

10 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

11 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

12 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

（協力医療機関等）

第二十五条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

1 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿つた対応を行なうこと。

2 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

4 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿つた対応を行なうこと。

5 当該軽費老人ホームにおいて、協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

6 入所者の病状が急変した場合等において診療を行なう体制を、常時確実に保正在していること。

7 軽費老人ホームは、看護職員が相談対応を行なう体制を、常時確実に保正在していること。

8 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行なう体制を、常時確実に保正在していること。

9 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければならない。

10 軽費老人ホームは、感覚症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新規感置を講じなければならない。

染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第二十九条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がない、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（広告）

第三十条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。（苦情への対応）

第三十一条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情

に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

4 軽費老人ホームは、前項の改進の内容があつた場合には、前項の改進の内容を都道府県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第二十九条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに關する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十三条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合又はその危険性がある方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに

都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

5 軽費老人ホームは、前項の改進の内容を都道府県に報告しなければならない。

6 軽費老人ホームは、前項の改進の内容があつた場合には、前項の改進の内容を都道府県に報告しなければならない。

7 軽費老人ホームは、前項の改進の内容を都道府県に報告しなければならない。

（虐待の防止）

第二十三条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第三十四条 前章の規定にかかるらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであつて、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第（入所定員））に設置され、かつ、都道府県知事等をいう。）に設置され、かつ、都道府県知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

第三十五条 都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。

（設備の基準）

一 前各号に掲げるもののほか、事務室その他運営上必要な設備

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 前項の規定にかかるらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する。

ロ 地階に設けてはならないこと。

る者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての都市型軽費老人ホームの建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能な構造であること。

4 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

5 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて入所者に提供するサービスに支障がないときは設備の一部を、調理業務の全部を委託する場合等にあっては第六号の調理室を設けないことができる。

6 都市型軽費老人ホームには、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

7 一スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

八 入所者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。	二 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。	三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
前各項に規定するもののはか、都市型軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。	四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。	五 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
二 原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	六 第一項第五号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がないときには、第一項第二号の生活相談員を置かないことができる。

（職員配置の基準） 第三十七条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。	第三十八条 都市型軽費老人ホームは、入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うための必要な支援を行わなければならない。（准用）
第三十九条 第三条から第九条まで及び第十二条から第三十三条の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十条の二まで」とあるのは「第三十八条及びに第三十九条において準用する第七条から第九条まで及び第十二条から第三十三条の二まで」と読み替えるものとする。	第四十条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようすることを目指すものでなければならない。
第四十一条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、賃本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいふ。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	第四十二条 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付けを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村や老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者との密接な連携に努めなければならない。
第三項第一号の施設長は、専らその職務に從事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）	第四十三条 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備をうとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（電磁的記録等） 第四十四条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、賃本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいふ。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	第四十五条 軽費老人ホームA型の設備の基準
第三項第一号の施設長は、専らその職務に從事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）	第一条 二の省令は、平成二十年六月一日から施行する。（施行期日）
第三项	第二条 この省令の施行の際現に存する軽費老人ホーム（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、次に該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されているものとして都道府県知事が指定するものについては、第一条から第三十条の二までの規定にかかるわらず、次条から附則第十七条の定めるところによる。
二 介護職員 常勤換算方法で一以上	一 軽費老人ホームA型（附則第三条から附則第十条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
三 栄養士 一以上	二 軽費老人ホームB型（附則第十七条から附則第十七条の規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
四 事務員 一以上	（軽費老人ホームA型に係る基本方針）

六 第一項第一号の施設長は、専らその職務に從事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）	第五条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならぬ。（軽費老人ホームA型の規模）
第三项	第六条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならぬ。（軽費老人ホームA型の規模）
二 介護職員 常勤換算方法で一以上	第七条 この省令の施行の際現に存する軽費老人ホーム（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、次に該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されているものとして都道府県知事が指定するものについては、第一条から第三十条の二までの規定にかかるわらず、次条から附則第十七条の定めるところによる。
三 栄養士 一以上	一 軽費老人ホームA型（附則第三条から附則第十条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
四 事務員 一以上	二 軽費老人ホームB型（附則第十七条から附則第十七条の規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
五 調理員 他の他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当事	（軽費老人ホームA型に係る基本方針）
六 第一項第一号の施設長は、専らその職務に從事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）	第三条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようすることを目指すものでなければならない。
第三项	二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
二 介護職員 常勤換算方法で一以上	三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施することで、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
三 栄養士 一以上	四 軽費老人ホームA型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
四 事務員 一以上	五 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付けを重視した運営を行い、社会福祉事業による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村や老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者との密接な連携に努めなければならない。



## (軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

**第九条** 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 次条において準用する第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 次条において準用する第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採つた処置についての同条第三項の記録を行うこと。

四 次条において準用する第三十三条第二項の主任生活相談員は、前項に規定する業務のかか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

五 前二項の規定にかかるわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

(準用)  
**第十一条** 第三条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第三十三条の二まで及び第二十四条から第三十三条の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条の二まで」とあるのは、「附則第七条から附則第九条まで並びに附則第十条において準用する第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで及び二十四条から第三十三条の二まで」と読み替えるものとする。

**第十二条** 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者(自炊ができる程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所さ

せ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようすることを目指すものでなければならない。

二 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

三 軽費老人ホームB型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

四 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

五 軽費老人ホームB型は、五十人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、二十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)  
**第十三条** 軽費老人ホームB型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならぬ。

六 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とする必要を要しない。

七 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な規格を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)  
**第十四条** 軽費老人ホームB型にあっては、宿直を置く軽費老人ホームB型にあつては、宿直室をもつてこれに代えることが可能である。

八 前各号に掲げるものとおりとする。

九 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な規格を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)  
**第十五条** 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る)。

二 居住に要する費用(次号の費用を除く)。

三 居室に係る光热水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行つたことに伴い必要となる費用

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

六 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

一 施設長  
二 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当数  
三 入所者の生活、身上に關する相談及び助言  
せ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようすることを目指すこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。  
四 第一項第二号の管理を行つた職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当数の職員設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。  
五 第一項第二号の管理を行つた職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当数の職員には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。  
六 第一項第二号の管理を行つた職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当数の職員には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。  
七 管理人居室  
八 前各号に掲げるものとおりとする。  
九 前各号に掲げるものとおりとする。  
一〇 地階に設けてはならないこと。  
一一 一の居室の床面積は、十六・五平方メートル以上とする。ただし、イただし書の場合は、二十四・八平方メートル以上とする。  
一二 洗面所及び調理設備を設けること。  
一三 宿直室をもつてこれに代えること。  
一四 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。  
一五 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。  
一六 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。  
一七 宿直室を置く軽費老人ホームB型にあつては、宿直室をもつてこれに代えることができる。  
一八 軽費老人ホームB型の職員配置の基準)  
一九 避難口の増設、搬送を容易に行つたために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な消火活動が可能なものであること。  
二〇 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。  
二一 避難口の増設、搬送を容易に行つたために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な消火活動が可能なものであること。  
二二 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。  
二三 (軽費老人ホームB型の職員配置の基準)  
二四 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。  
二五 軽費老人ホームB型における自炊の支援等の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。  
二六 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。  
二七 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入



原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しないければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準第二百四条第三項（新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第三条の規定による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「新指定居宅介護支援等基準」という。）第二十二条第三項（新指定居宅介護支援等基準第三項（新地域密着型サービス基準）と、第四条の規定による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第三条の三十二第三項（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十二条、第八十八条、第一百八条、第一百二十九条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項を掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防サービス等における介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第五十三条の四第三項（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第一百八十五条、第一百九十五条（新介護予防訪問入浴サービス等基準第二百六十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるの

百七十四条第三項（新介護予防サービス等其準則第二百八十三条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは、「削除」と、第七条の規定による改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準（以下「新指定介護予防支援等基準」という。）第二十一条第三項（新指定介護予防支援等基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは、「削除」と、第八条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新地域密着型介護予防サービス基準」という。）第三十二条第三項（新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは、「削除」と、第十九条第三項（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは、「削除」と、第十三条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「新介護老人保健施設基準」という。）第三十一条第三項（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは、「削除」と、第二十八条第三項（新軽費老人ホームによる改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新軽費老人ホーム基準」という。）第二十八条第三項（新軽費老人ホーム

ム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十四条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「新介護医療院基準」という。)第三十五条第三項(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用についても、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。」とあるのは「削除」とする。